

遺言書

遺言者最後太郎は次のとおり遺言する

第一条 遺言者は遺言者の有する次の財産を、遺言者の妻最後花子

(昭和43年5月1日)に相続させる

(1)不動産

ア 土地

所在 世田谷市経堂町一丁目

地番 1番1

地目 宅地

地積 100.00m²

イ 建物

所在 世田谷市経堂町一丁目1番地1

家屋番号 10番

種類 居宅

構造 木造かわらぶき2階建

床面積 1階 50.00m²

2階 50.00m²

(2)株式

最後太郎不動産株式会社の株式その他の株式全部

(3)預貯金

次の金融機関に存在する預貯金全部

経堂第一銀行(本店)

千歳船橋第二銀行(経堂支店)

第2条 遺言者は、前各条に記載した財産以外の、遺言者の有する
動産その他一切の財産を、妻最後花子に相続させる。

[付言事項]

この遺言は妻花子の生活に不安がないようにすることを第一とし、これまで仕事ばかりで、花子には苦勞をかけた。すべての遺産を相続させるとしたのはせめてもの感謝の気持ちです。以上の趣旨を十分理解してこの遺言を尊重し、兄弟3人は、仲良くして、お母さんに孝養を尽くしてください。

以上

令和3年10月1日

住 所 世田谷市経堂町一丁目1番1

生年月日 昭和41年12月15日

遺言者 最後太郎

